各社会福祉法人代表者 様

大田市市民生活部高齢者福祉課長 (指導監査係)

腸管出血性大腸菌感染症に関する注意喚起について (通知)

平素は社会福祉事業の推進につきまして、格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり島根県から情報提供がありました。

つきましては、貴法人施設等において、発生予防の徹底等に努めていただきますよう お願いします。

なお、平成17年3月1日付け薬第2234号「社会福祉施設等における感染症等の発生時に係る報告について」の通知に基づき厚生労働省の定める基準に該当した場合、 最寄りの保健所へ連絡が必要ですので、お知らせします。

また、国・県発出の関係通知を大田市ホームページに掲載しておりますので参考にしてください。

「大田市ホームページ」→「暮らし・行政」→「事業者の方へ」 →福祉・介護「社会福祉法人許認可・指導監査」→「お知らせ」

大田市 市民生活部 高齢者福祉課 指導監査係 担当:渡辺、石田

TEL: 0854-83-8064 (直通)

0854-82-1600 (代) 内線 1132

FAX: 0854-84-9204

メールアト・レス: o-shidou@iwamigin.jp

腸管出血性大腸菌感染症(O157等)に注意しましょう!

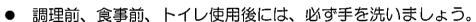
腸管出血性大腸菌感染症とは?

原因は毒素を産生する「腸管出血性大腸菌」による感染です。菌に汚染された食品や、汚染された場所を触った手指を介して口から体内に入ることによって感染します。

感染すると、多くの場合3~5日の潜伏期間の後に腹痛、下痢、血便等の症状が出ますが、中には全く症状の現れない方もいます。まれに重症化して、腎臓や脳に障害をきたすことがあるので注意が必要です。

腸管出血性大腸菌に感染しないために、次の点に注意しましょう。

- 食肉等を調理するときは、中心部まで十分に加熱(75℃・1分以上)しましょう。
- 飲食店での牛生レバーの提供は禁止になりました。食肉は十分に加熱して食べましょう。
- 焼き肉をする場合は、生肉に触れる箸と食べる箸を分けるなど、箸の使い分けをしましょう。



- 調理器具の洗浄、消毒を十分に行いましょう。
- 水道水以外の水(飲用井戸水など)は煮沸するなど、消毒してから使いましょう。

下痢等の症状がある場合には・・・

- 腹痛・下痢・血便等の症状がある場合には、早めに医療 機関を受診しましょう。
- トイレ使用の後には、石けんを使い、流水でしっかり手 を洗いましょう。
- 動理は避けましょう。特に調理業務など食物を扱う業務 に従事している方は、菌が無くなるまで就業制限がかか る場合があるので、感染しないよう十分に注意しましょう。



<お問い合わせ> 島根県薬事衛生課感染症グループ 電話:0852-22-5254